

## 社会保障言論

大幅な報酬引き下げは  
是か非か

4月からの新たな診療報酬で、有料老人ホーム、グループホーム等への訪問診療の大幅な減額案が現場を混乱させた。土壇場で改良が加えられたものの、火種を残す見切り発車だ。

「集団診療」は  
大幅切り下げ

訪問診療料や在宅時医学総合管理料は、個々の自宅を訪ね、在宅療養を支える狙いで設けられた。自宅扱いの認知症高齢者のグループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等（総称で「特定施設等」）も対象にされる。ただし、一カ所の建物で多数の入所者を診る違いから報酬上で格差がつけられた。

今回は、通常の訪問診療料で8330円（改定前8300円）、同じ日に多人数を診ることができる特定施設は2030円（同4000円）、集合住宅等では1030円（同2000円）と値引きが徹底された（特定施設や集合住宅で医師が1日1人を診る際は減額なしで8330円）。

在宅時医学総合管理料（在総管）と特定

施設入居時等医学総合管理料（特医総管）についても、たとえば在宅療養支援診療所・同支援病院が療養指導にあたるケースで通常の在総管は月額4万5000円、特医総管は同3万3000円（処方箋なし）。これに比べ同一日・同一建物で複数の患者を診ると在総管は1万3000円、特医総管は1万2000円に大幅値引きされる（図参照）。

「経営が成り立たない」「グループホームやサービス付き住宅の普及を勧める厚労省の基本方針に反する」「有料老人ホームへの訪問診療を断られる」と現場では反発や困惑が広がった。

「通知」による  
改良策の提示

厚労省は3月5日付けで通知「在宅医療の適正化に係わる対応」を示した。

まず、訪問診療の対象者は「通院が困難な者」と改めて明示された。診療所等へ通える人、付き添いがあれば通える人まで対象にする例は少なくないうだ。もつとも認知症、精神疾患、社会的な孤立などで通院困難者もいる。「その場合はレセプ

## 在宅で同一日・同一建物での診療報酬の減額事例

患者は 82 歳の女性・高齢者向けマンションで療養中（高血圧症と糖尿病）  
他の入所者と共に「在宅療養支援診療所」の訪問診療（処方箋なし）を受ける。

従 来	2014 年 4 月以降
在宅患者訪問診療料（同一建物） 200 点 × 月 2 回	在宅患者訪問診療料（同一建物） 103 点 × 月 2 回
在宅時医学総合管理料 4500 点 × 月 1 回 小計 4900 点	在宅時医学総合管理料（同一建物） 1300 点 × 月 1 回 小計 1506 点
月額 4 万 9000 円 自己負担 4900 円 （他に投薬及び材料等）	月額 1 万 5060 円 自己負担 1506 円 （他に投薬及び材料等）

月 2 回以上のうち 1 回は個別の訪問診療を実施した際は減額されない。

厚労省資料を基に作成

ト等に訪問診療が必要な理由の記載を求めるとされた。

同一建物であっても「医師が 1 日 1 人しか診療しない場合は高い点数が算定できる」と強調された。また、同一建物の複数患者でも①同じ日に診察した夫婦②緊急の往診を実施した患者③末期がん患者

④看取りに至った患者などは原則的に患者数にカウントしない（つまり管理料は減額されない）。

さらに、大幅な譲歩は「同一建物における管理料（在総管、特医総管）の減額は、月 1 回訪問診療料の同一建物以外の場合を算定した場合は行わない」とされたことだ。

具体的には有料老人ホームやグループホームなどで、たとえば 1 回目は 10 人の入居者をまとめて診る、2 回目は一人ひとり違う日に再訪し、時間をかけて診る（同一建物以外の扱い）。そんな対応は減額されない、ということだ。

何とも複雑で、現場で対処できるのか、保険者側も診療状況をチェックできるのか。

## 二律背反をいかに乗り越えるか

大幅減額の方針は、集合住宅や施設の高齢患者を医師に紹介して診療報酬の一部を仲介料にする「患者紹介ビジネス」の発覚も背景にしている。「経済的誘因による患者紹介を受けることを禁止する」とされたのも当然だ。ただし、そのあおりで

良心的な訪問診療まで巻き込まれる恐れは残る。

通知では「サービスタ付き高齢者住宅等の施設の医師確保は、施設団体が窓口を作り、医師会が仲介する」との一文がわざわざ付け加えられた。今回の大幅減額で訪問診療を止める診療所等が出る事態を厚労省も気にしている。

「まじめに在宅医療をされている医療機関が多く、診療報酬だけで対応するのは難しい。今回の対応を踏まえて、どういう動きがあるのかを引き続き注視しなければなりません」（中央社会保険医療協議会の森田朗・会長、週刊社会保障 3 月号インタビュー）。

まるで、団体客を相手にするような訪問診療は本道ではない。だが、各地で訪問診療の空白地帯は余りにも多く、質を維持しながら量的な拡大を図る二律背反の現実に直面している。

報酬での誘導だけに頼らない枠組みを考える時期を迎えた。

■宮武 剛（みやたけ ことし）

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、目白大学生涯福祉研究所・客員教授。厚生労働省・社会保険審議会委員、財務省・財政制度等審議会委員や NPO「福祉フォーラム・ジャパン」会長も務める。